

〈参考〉 福井県特別栽培農産物栽培基準において使用回数にカウントしない農薬

福井県特別栽培農産物栽培基準において、節減対象農薬とは化学合成された農薬を示し、使用回数にカウントしない農薬は下記1～3の有機農産物の生産を行う中で使用が認められている「有機農産物の日本農林規格」の別表2に掲げる農薬、化学合成でないとして認められた農薬および展着剤とする。

1. 有機農産物の日本農林規格 別表2（最終改正 平成28年2月24日農林水産省告示第489号）

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンブン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
リン酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	

2. 化学合成でないとして認められた農薬

農 薬
カスガマイシン剤
ポリオキシシン剤
バリダマイシン剤
ストレプトマイシン剤
オキシテトラサイクリン剤

※平成30年1月現在でメーカー等の確認が取れたもの
 ※認証区分①では使用できない。

3. 展着剤

展着剤は使用回数に含めないが、化学合成された展着剤は認証区分①では使用できない。